

厚生労働省発基勤第 0129001 号

労働政策審議会  
会長 菅野 和夫 殿

別紙「最低賃金法の一部を改正する法律案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 19 年 1 月 29 日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

最低賃金法の一部を改正する法律案要綱

第一 最低賃金に係る総則

一 最低賃金額

最低賃金額は、時間によって定めるものとする。

二 最低賃金の効力

最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とするものとする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定めをしたものとみなすものとする。

第二 地域別最低賃金

一 地域別最低賃金の原則

- (一) 地域別最低賃金は、あまねく全国各地域において決定されなければならないものとする。
- (二) 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならないものとする。

(三) (二)の労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

## 二 地域別最低賃金の決定

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、最低賃金の決定をしなければならぬものとする。

## 三 派遣中の労働者の地域別最低賃金

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者がその事業場における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業の事業場の所在する地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額により第一の二を適用するものとする。

## 四 地域別最低賃金の減額

使用者が都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該地域別最低賃

金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第一の二を適用することができるものとする。

- (一) 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- (二) 試の使用期間中の者
- (三) 認定職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で定めるもの
- (四) 軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

### 第三 特定最低賃金

#### 一 特定最低賃金の決定等

- (一) 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができるものとする。

(二) 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、(一)の申出があった場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができるものとする。

二 派遣中の労働者の特定最低賃金

第二の三は、特定最低賃金について準用するものとする。

第四 労働協約に基づく地域的最低賃金の廃止

最低賃金の決定方式について、労働協約に基づく地域的最低賃金を廃止するものとする。

第五 その他

一 最低賃金審議会の委員の任期

最低賃金審議会の委員の任期を二年に改めるものとする。

二 監督機関に対する申告

事業場の法令違反の事実についての労働者の監督機関に対する申告及び申告を理由とする不利益取扱いの禁止について定めるものとする。

### 三 罰則

- (一) 地域別最低賃金の適用を受ける労働者に対し、当該地域別最低賃金に定める最低賃金額を支払わなかった使用者は、五十万円以下の罰金に処するものとするほか、罰則について所要の整備を行うものとする。

- (二) 特定最低賃金については、最低賃金法の罰則の適用はないものとする。

### 四 その他

- (一) 船員に関する特例について所要の整備を行うものとする。
- (二) その他所要の整備を行うものとする。

## 第六 附則

### 一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

### 二 経過措置等

- (一) この法律の施行の際現に効力を有する労働協約に基づく地域的最低賃金は、この法律の施行後二年間は、なおその効力を有するものとする。
- (二) この法律の施行の際現に効力を有する一定の事業について決定された最低賃金は、第三の一による特定最低賃金とみなすものとする。
- (三) (一)及び(二)のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。
- (四) 関係法律について所要の改正を行うものとする。